

## 第 2 回 武蔵野市における地上部街路に関する話し合いの会 議事要旨

1. 日 時 平成 21 年 10 月 26 日 19:00 ~ 21:10
2. 場 所 武蔵野商工会館 4 階 市民会議室
3. 出席者 20 名

(敬称略)

濱本勇三、井部文哉、泉昭正、河田鐵雄、古谷圭一、大島陽一、西村まり、田徳宣章、糸井守、黒木泰二郎、城戸毅、佐野佳奈、小林英一郎、佐藤誠、檜山啓示、恩田秀樹、和田賢哉、森勝利、土屋重弘、香月高広

### 4. 配布資料

東京都提出資料

- 資料 1 第 1 回議事録
- 資料 2 第 1 回議事要旨
- 資料 3 話し合いの会の位置付けについて
- 資料 4 東京都の構成員及び事務局について
- 資料 5 運営要領(案)の修正について
- 資料 6 地上部街路の話し合いの当面の予定(案)

古谷構成員提出資料

- 資料 7 外環の地上部に関する話し合いの会提出資料

### 5. 議事

事務局から、資料 1 ~ 資料 6 についての説明があった。(1 ページ)

#### (1) 前回議事録の確認など

##### 1) 議事録と議事要旨の取扱いについて

(古谷) 議事要旨では、意見のニュアンスが捨象されてしまうため、議事要旨だけを一人歩きさせないでほしい。内容を周知する際には、議事録と議事要旨の両方を用いてほしい。(7 ページ)

(事務局) 議事録と議事要旨は共に公表し、周知の際にはセットで用いる。(8 ページ)

##### 2) 話し合いの会の周知方法について

(西村) 話し合いの会そのものが地域の関心を引き起こすことを目的の一つとされており、市報に小さく載せるだけでなく、市内にニュースやチラシを配ることも考えてほしい。(10 ページから 11 ページ)

(事務局) 開催の一週間前に東京都ホームページへ掲載するとともに、市のホームページでも掲載した。市と相談のうえ、広く周知できるよう検討する。(11ページ)

### 3) 話し合いの会の位置付け及び意見の取り扱いについて

(糸井) 資料3では、会の目標や条件、具体的な成果が表現されておらず、委員の出した意見がどう扱われるのか不明である。

話し合いの会と地域住民の意見を聴く会(仮称)があるが、両者の中味が不明確である。他区市での話し合いの場とこの話し合いの会が独立して図示されているが、双方の関係が不明確である。(15ページから16ページ)

(事務局) 意見については、それぞれ整理し、検討に反映していく予定である。どのように反映されるかは、現段階では具体的に答えられない。

話し合いの会では、少人数で対話を重ねて意見を出してもらう。話し合いの会の内容を周知した上で、広く地域の方々から意見を聴く場として、地域住民の意見を聴く会を別途開催する。

他区市での話し合いの場については、この話し合いの会と同じ形で行うかどうか検討中である。(16ページから17ページ)

(西村) とりまとめの原案を作るところから参加させてほしい。一年間話したことが反映されないということを繰り返したくないのは、地域課題検討会に参加された方々の共通の意見だと思う。(23ページ)

(土屋) とりまとめにあたっては、原案を作成し、構成員から意見をもらう考えであり、一方的にまとめることにはならない。原案の作成については、その時点で議論したい。(24ページ)

## (2) 運営要領(案)について

### 1) 悪質な行為に対する司会の退席指示について

(西村) 運営要領第2条において、悪質な行為を行った場合、司会者は退席を求めることができる」とあるが、構成員の意見を聞いたうえでとすべき。(28ページ)

(小林) 悪質な行為の判断は司会者ができるため、そこまで求めなくてもいいと思う。(32ページ)

### 2) コミュニティセンター委員長の代理出席について

(西村) 委員長の代理出席については、副委員長に固定せずに、幅を持たせてほしい。(28ページ)

(小林) 出来るだけ固定したメンバーで議論することが大事であり、そこは守っていくべき事項ではないか。(32ページ)

(田徳) 会の間隔は2ヶ月あり、情報は共有されると思う。副委員長以外でもよいと思う。むしろ、欠席したために出されるはずの意見が出ないことの方が問題である。(34ページ)

### 3) 司会者のサポートの配置について

- (西村) 現在の司会者が不適格というわけではないが、サポートという形で住民から一人推薦することはできないか。(29ページ)
- (小林) サポートを配置することにより、運営が円滑に進む場合と、司会者と対立して滞る場合の両方があると思う。現司会者はきっちり仕切っており、当初の設置要綱に基づいた方法で対応すべきではないか。(32ページ)
- (田徳) 選任についての適切な方法やサポートの役割が明確ではない等、位置づけが不明確である。(34ページ)

## 6. 確認された事項

- ・議事録、議事要旨を周知する際はセットで用いる。
- ・進行を妨げる行為をした場合、司会者の判断で退席を求める。
- ・コミュニティ協議会委員長の代理について、運営要領に「副委員長等」と記載する。
- ・現司会者のサポート役は設けない。

## 7. 次回以降に持ち越した事項

- ・話し合いの会の開催に関し、広く周知できるよう検討する。
- ・話し合いの会と地域住民の意見を聴く会(仮称)について、整理して報告する。